

農地の**貸借**が**変わります**

貸借 手続き

複数の事業を統合し、
更なる集約を目指します

(令和元年5月に公布された法改正によるもの)

農地

一本化

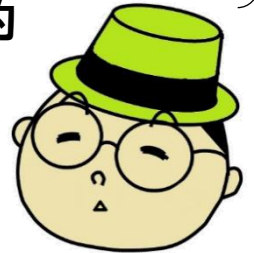
円滑化事業から**中間管理事業**へ

【出し手→**農協**→受け手
による契約】

【出し手→**やまがた農業
支援センター**→受け手
による契約】

※出し手と受け手の直接契約は今までどおりです

Q. いつまで手続きすればいい?



来年作に向けて、円滑化事業による契約(JA通し)から
『中間管理事業による契約』に移行したい



A. 出し手・受け手とも前年の10月31日

までに申込み手続きをしてください。(令和6年度現在)

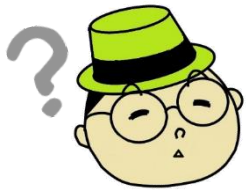
※現在契約中の円滑化事業の貸借は、契約期間の満了まで継続できます。
新規契約や、契約更新の際に「円滑化事業による契約」は結べません。



手続きやご相談は
余裕を持って
各窓口へ

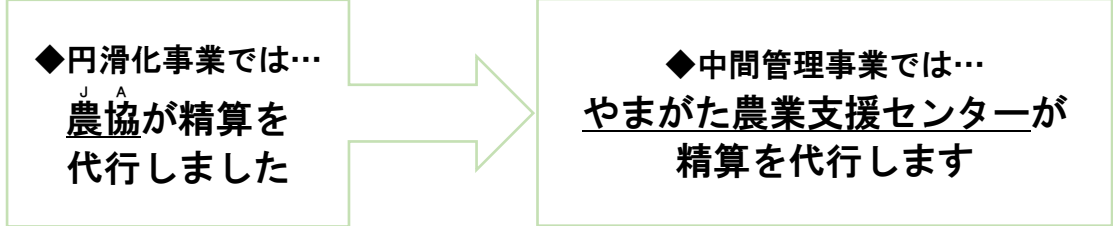
酒田市農業委員会報 **きりり**
キャラクター「キラリン」

詳しくは「**農業委員会**」か、お近くの「**農協**」にお問合せを！



中間管理事業に移行すると、どう変わるの？

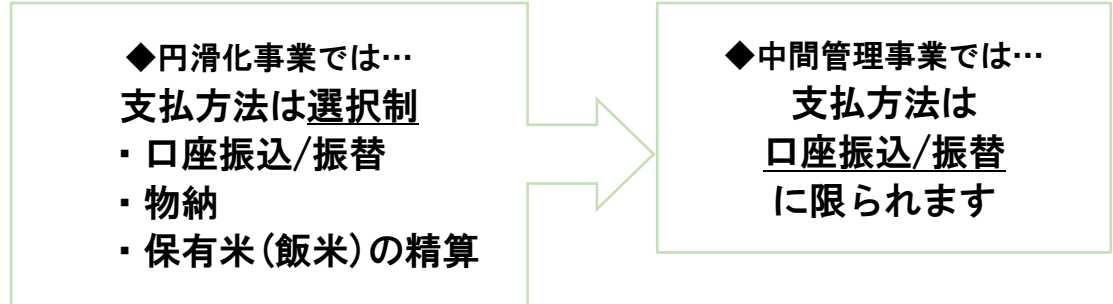
① 賃借料の精算について



【ワンポイント】
窓口相談や口座の指定は、これまでどおり農協でできます



② 支払方法について



③ その他

中間管理事業に移行した場合は、申込者の希望により次の選択ができます。

- A. 毎年見直される参考賃借料に準じて精算する
- B. 契約期間中は変動しない賃借料額を指定する



【ワンポイント】
契約時、双方の合意により決定します



参考 令和6年度現在の参考賃借料 (10aあたり)

※農地の場所や条件によって異なります。詳しくは各地区の参考賃借料をご確認ください。

農地	区分	参考賃借料額	基準収量
田	1	10,000 円	600 kg
	2	8,000 円	580 kg
	3	5,000 円	550 kg
	4	2,500 円	520 kg
	5	1,000 円	480 kg
畑		3,000 円	

(酒田市農地集積センター参考賃借料検討協議会作成)